

2020 年度日本政府（文部科学省）奨学金留学生 研究留学生・学部留学生（大学推薦）〔特別枠〕
＜推薦に当たっての留意事項＞

はじめに

2020 年度大学推薦による国費外国人留学生（研究留学生・学部留学生〔特別枠〕）の推薦の際には、今回の募集関係書類一式だけでなく、国費外国人留学生制度実施要項等も確認すること。

○文部科学省ホームページ > 国費外国人留学生制度について > 実施要項等

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/06032818.htm

本募集に関して不明点等があれば、文部科学省下記担当係まで、認識の相違を防ぐため必要事項を整理した上で原則 E-mailにて問い合わせること。

○文部科学省 高等教育局 学生・留学生課 留学生交流室 国費留学生係

E-mail : ryugaku(a)mext.go.jp ※(a)を@に変えて送信願います。

TEL : 03-5253-4111(内線 2624、3358)

1. 採用者数について

(1) 原則として、「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」（以下、「特別プログラム」）の採択時に各プログラムに通知した優先配置枠数の範囲内で、大学からの推薦に基づき採用する。

(2) 特別枠で採用された者に関しては、標準修業年限に至る前に採択されたプログラムの優先配置期間が終了した場合、当該留学生の標準修業年限まで奨学金の支給を受けることができる。なお、奨学金支給期間終了後の延長申請及び新規再応募に関しては、募集要項「2. 奨学金支給期間」に記載のとおり。

2. 推薦対象者について

(1) 優秀な留学生を獲得するため、社会人は最終学歴の学業成績、在学生は現在在籍する課程の学業成績が 2.30 以上の者であり、募集要項「1. (6) 語学能力」の条件を満たした者を対象とする。

※学業成績係数の算出方法の詳細については下記「4. (3)」を参照のこと。

※語学能力条件に関し不明な点は文部科学省ホームページに掲載している Q & A を参照のこと。

【国費外国人留学生（大学推薦）推薦者の語学要件について】

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1421851.htm

(2) 研究留学生については、上記（1）に加えて次のいずれかに該当する者を推薦すること。

- ① 大学間等交流協定に基づき相手国大学から公式に推薦を受けた者
- ② ①の場合以外で当該大学と交流実績（交流実績には、組織間交流以外の交流も含む）のある相手国大学の学長又は部科長相当以上の者からの公式の推薦を受けた者
- ③ その他、大学としては交流のない場合であっても、大学の教育・研究の向上に資する者として受入大学の長が推薦する者

(3) 文部科学省においては外形的要件（国籍、年齢、推薦可能者数、学業成績係数等）の確認を行うため、各大学は優先配置枠数の範囲内で、募集要項に記載された要件を必ず満たす者

を推薦すること。要件を満たさない者は審査対象としない。

- (4) 文部科学省に提出された申請書類に対し、安全保障貿易管理の観点から外務省において確認を行うため、各大学においては下記5. (3)に記載した確認を十分行った上で推薦すること。

3. 推薦可能人数

推薦可能人数は、特別プログラム採択時に文部科学省が通知した優先配置人数とする。ただし2020年度進学に伴う奨学金支給期間の延長申請（申請区分：特別枠）で使用した枠がある場合は、その使用枠を差し引いた人数を推薦可能人数とする。

4. 学内募集・選考等

(1) 全般に関する事項

- ① 留学生の質の確保・向上という観点から、各大学において特に優秀な留学生の募集に努めること。
- ② 選考に当たっては選考委員会等を設置し、客観的な選考基準により行うこととし、募集・選考に関係する資料（採択プログラムごとに作成）を申請書等と併せて提出すること。
（募集要項「5. (3) 提出書類等」を参照。）なお、候補者に対しては、当該大学教員が可能な限り面接を実施すること。（面接の実施ができない場合は、電話・メール等によるインタビューを適切に実施すること。）
- ③ 採択プログラムごとに、推薦順位を付した上で推薦すること。

(2) 推薦者の国籍構成に関する取扱い

① 2017年度、2019年度採択のプログラム

特別枠については、「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略」（報告書）において、我が国の更なる発展を図るため整理された重点地域からの外国人留学生の受入れを重視していることから、候補者の国籍国が特定国に偏ることがないように、2017年度及び2019年度採択のプログラムは以下の基準により推薦すること。なお、重点地域の国については、
（独）日本学生支援機構のホームページにて確認可能。

【重点地域及び留学コーディネーター配置国・地域一覧】

https://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantoshastudy_j/scholarship/shoureihi/_icsFiles/afieldfile/2019/10/01/jutenkokulist.pdf

- (a) 重点地域以外の国籍国からの推薦者数は、採択プログラムごとに、推薦者数全体の25%以下とすること。（下表参照）

推薦者数 計	内訳 (左数字：重点地域からの推薦者数／右数字：重点地域以外からの推薦者数)									
	○ : 25%以下	×	×	×	×	×	×	×	×	×
3名	3 / 0	2 / 1	1 / 2	0 / 3						
4名	4 / 0	3 / 1	2 / 2	1 / 3	0 / 4					
5名	5 / 0	4 / 1	3 / 2	2 / 3	1 / 4	0 / 5				
6名	6 / 0	5 / 1	4 / 2	3 / 3	2 / 4	1 / 5	0 / 6			
7名	7 / 0	6 / 1	5 / 2	4 / 3	3 / 4	2 / 5	1 / 6	0 / 7		
8名	8 / 0	7 / 1	6 / 2	5 / 3	4 / 4	3 / 5	2 / 6	1 / 7	0 / 8	

(b) 重点地域以外の国籍国からの推薦者数が推薦者全体の 25%を超過する場合（上表の×のパターン）、理由書提出による措置は取らないため、文部科学省への提出前に推薦者数を調整すること。

(c) 文部科学省に提出された推薦者について、重点地域以外の国籍国からの推薦者数が推薦者全体の 25%を超過している場合は、推薦者数全体の 25%以下に収まるまで、重点地域以外の国籍国の候補者を推薦順位下位順から要件外不採用とする。なお、提出期限以降の推薦者の補充は認めない。

（例）推薦者数計 8 名で、内訳が重点地域国 5 名、重点地域以外国 3 名の場合

→ 重点地域国 5 名に対して、重点地域以外を「25%以下」に収めるため、重点地域以外国の推薦順位第 2 位及び第 3 位の 2 名を要件外とする。（→ この結果、重点地域国 5 名、重点地域外国 1 名、推薦者数計 6 名となり、25%以下に収まる）

② 2018 年度採択のプログラム

特別枠については、「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略」（報告書）において、我が国の更なる発展を図るため整理された重点地域からの外国人留学生の受入れを重視していることから、候補者の国籍国が特定国に偏ることがないように、2018 年度採択のプログラムは以下の基準により推薦すること。

(a) 特別プログラムの申請時に申請書（様式 2）に記載した外国人留学生の獲得が最も期待される地域（以下、「期待地域」）からの優先配置枠による受入国費留学生数の目標値を踏まえて、候補者を推薦すること。

(b) 「プログラムでの募集・選考に関する調書【別紙様式 4】」には、期待地域からの留学生の推薦状況等について目標値を踏まえて記載すること。

(c) 期待地域を「①特になし」と設定したプログラムについては、候補者の国籍国が一部の国・地域に偏ることなく、プログラムとして留学生の獲得を期待する重点地域からバランスよく推薦しているかについて【別紙様式 4】に記載すること。

(d) プログラムとして留学生の獲得が期待される地域からの推薦が十分でないと判断する場合（例：上記（b）においては目標値を下回っている、上記（c）においては推薦者全体の 25%を上回る推薦者数が重点地域以外の国籍国に偏っている、など）は、その理由及び次年度以降の留学生獲得に向けた見直し策を詳述すること。

(3) 学業成績係数の算出方法

① 算出対象となる学業成績

学業成績は正規課程の成績のみを用い、研究生等（非正規課程や日本語教育機関等）の成績を含めず、社会人は最終学歴の学業成績、在学生は現在在籍する課程の学業成績係数を算出すること。

② 算出手順

下表により「評価ポイント」を算出し、計算式に当てはめて計算すること。

区 分	成 績 評 価				
4段階評価		優	良	可	不可
4段階評価		A	B	C	F
4段階評価		100～80点	79～70点	69～60点	59点～
5段階評価	S	A	B	C	F
5段階評価	A	B	C	D	F
5段階評価	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点～
評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

$$\frac{(\text{「評価ポイント3の単位数」} \times 3) + (\text{「評価ポイント2の単位数」} \times 2) + (\text{「評価ポイント1の単位数」} \times 1) + (\text{「評価ポイント0の単位数」} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

(注1) 履修した授業について単位制をとらない場合は、単位数を科目数に置き換えて算出すること。

(注2) 編入学している場合は、編入学後の単位数を対象とすること。

(注3) 上表の成績評価にない評価（例えば、「認定」、「合格」など）は対象としないこと。

(注4) 学業成績係数に端数が出る場合は、小数点第3位以下を切り捨てること。

③ 学業成績係数が算出不可の場合

学業成績係数の算出ができない場合は、算出できない理由とともに、学業成績係数が 2.30 以上に相当すると判断した根拠を下記推薦状又はレター等に基づき「総合成績評価報告書【別紙様式3】」に記載し（例：〇〇研究科において成績順位が〇人中〇位のため上位 30%以内である、など）、以下の書類の写しを文部科学省に提出すること。これ以外の根拠は認めない。

- 研究留学生：募集要項「5. (3) ②」の「サ 所属大学等の研究科長レベル以上の推薦状（受入予定大学長あてのもの）」に、大学若しくは学部、又は大学院若しくは研究科での成績順位が上位 30%以内であることが記載されているもの
- 学部留学生：出身の高等学校又は大学若しくは学部での成績順位が上位 30%以内である旨が記載された、出身の高等学校又は大学若しくは学部の長からのレター等

なお、計算の結果、学業成績係数が 2.30 未満の者を推薦することは、上記推薦状提出をもってしても認めない。

5. 推薦に当たっての留意事項

- (1) 複数の大学による同一人物の 2020 年度日本政府（文部科学省）奨学金留学生（大学推薦）への重複推薦、及び日本政府（文部科学省）及び（独）日本学生支援機構が実施している留学生を対象とした支援制度（留学生交流支援制度）との併給は認めない。重複申請又は併給が判明した場合、その候補者に係る全ての推薦を受理しない。また、大学の推薦方法に問題がある場合は、当該大学の候補者全ての採用を行わないこともある。

<重複推薦の例>

同一人物について、A大学から 2020 年度大学推薦（特別枠）により、B大学から 2020 年度大学推薦（一般枠）によりそれぞれ推薦

重複推薦を防ぐため、文部科学省への推薦前に推薦予定者に対し、学内選考の結果「2020年度奨学金支給開始」の「日本政府（文部科学省）奨学金制度のプログラム」に推薦予定であること及び文部科学省へ重複推薦された場合は全てのプログラムにおいて国費外国人留学生に採用されないことを通知し、当該大学から推薦される意思があるかメールや書面等記録の残る形で確認した上で推薦すること。また推薦後は、当該大学から推薦されたことをメールや書面等記録の残る形で通知すること。

（２）募集要項「１．（１０）⑤」の「奨学金支給期間開始前に帰国すること」とは、奨学金支給期間２か月程度前から奨学金支給期間開始月までの間に帰国することをいう。申請時において帰国することが確実であることを当人に確認すること。

（３）「大学及び公的研究機関における輸出管理体制の強化について（依頼）」（平成 18 年 3 月 24 日 17 文科際第 217 号）等に記されている大量破壊兵器等に関連する貨物・技術の違法輸出等に対する政府の対応方針、「大学及び公的研究機関における輸出管理について（依頼）」（平成 21 年 11 月 24 日 21 文科高第 264 号）及び「大学及び公的研究機関における輸出管理について（依頼）」（平成 29 年 11 月 6 日 29 文科高第 645 号）を十分認識の上、大量破壊兵器等の製造・開発に転用される恐れのある研究分野を希望する候補者については、当人の研究計画及び学習背景について面接等により十分に確認し、推薦を行わないこと。その際、経済産業省が発出する「外国ユーザーリスト」や「安全保障貿易に関する機微技術管理ガイダンス」等に留意すること。

○大学及び公的研究機関における輸出管理体制の強化について（依頼）【平成 18 年 3 月 24 日 17 文科際第 217 号】

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gi_jyutu/gi_jyutu8/toushin/06082811/015/001.htm

○大学及び公的研究機関における輸出管理について（依頼）【平成 29 年 11 月 6 日 29 文科高第 645 号】

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1398533.htm

○安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第三版

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

○国際連合安全保障理事会決議第 1737 号を受けたイラン人研究者及び学生との交流における不拡散上の留意点について（依頼）【平成 19 年 4 月 26 日 19 文科際第 24 号】

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1285442.htm

○外国ユーザーリスト（平成 31 年 4 月 26 日改正）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/04/20190426002/20190426002.html>

6. 文部科学省への推薦について

（１）申請書類のうち様式が指定されているものについては、必ず文部科学省のホームページに掲載する最新の様式を使用すること。

（２）文部科学省への提出書類のうち、「国費外国人留学生推薦調書【別紙様式 1】」及び「推薦者一覧【別紙様式 2】」については、電子データも提出期間中にメールにて提出すること。メール件名及びファイル名は以下のとおり付すこと。

【メール】

大学番号（６桁）＋ 大学推薦 ＋ 大学名 ＋ （特別枠）

（例）123456 大学推薦〇〇大学（特別枠）

【ファイル】 ※採択プログラムごとにファイルを作成すること。

大学番号（６桁）＋ 大学推薦 ＋ 大学名 ＋ （特別枠）＋ プログラム番号（５桁）

（例）123456 大学推薦〇〇大学（特別枠）18xxx

（３）候補者の氏名（中国籍の者は必ず漢字表記を付すこと。電子データで漢字が表記できない場合はカタカナ表記とすること。）、生年月日、国籍、住所等については、査証申請・入国管理手続きの観点から、誤記が無いよう十分に注意すること。

（４）募集要項「５．（３）①文部科学省への提出書類」（研究留学生はア～カ、学部留学生はア～オ。上記４．（３）③に該当する場合は推薦状又はレター等の写し）は、公文書に添付すること。公文書は採択プログラムごとに１枚とすること。

（５）「オ 申請書」及び「カ 専攻分野及び研究計画」は、それぞれ個人ごとに左肩ホチキス止めし、プログラム単位で提出する書類を別紙様式番号順に並べ（イ→エ）、その直後に申請者ごとに提出する書類を推薦順位順に並べた上で別紙様式番号順（ア→ウ→オ＆カ）に並べ、採択プログラムごとにまとめて角２封筒に封入すること。上記４．（３）③の推薦状又はレター等を提出する場合は「ウ 総合成績評価報告書」の直後に並べること。

（６）封筒の表に、「大学番号（６桁）大学推薦（特別枠）プログラム番号 申請書類在中」と朱書きすること。また、必ず採択プログラムごとに封筒を分けること。

（７）申請書類の提出期間

① 2020年４月期渡日者（研究留学生・学部留学生）

提出期間：2020年１月10日（金）～2020年１月16日（木）必着

② 2020年10月期渡日者（研究留学生）

提出期間：2020年３月16日（月）～2020年３月26日（木）必着

③ 2020年10月期渡日者（学部留学生）

提出期間：2020年６月18日（木）～2020年６月25日（木）必着

※ 提出期間終了後の書類提出、提出後の書類差し替え、申請取り下げ、追加申請及び推薦順位 変更は認めない。

（８）申請書類の提出先

① 2020年４月期渡日者

書類提出先：〒112-0014 東京都文京区関口１－２４－８ 東宝江戸川橋ビル５階

テントセント株式会社 国費受付係

電子データ提出先：daigaku2020(a)tentosento.com ※（a）は、@に変えて送信すること。

② 2020年10月期渡日者

提出先は2020年３月11日（水）までに、文部科学省ホームページの「2020年度大学推薦による国費外国人留学生（研究留学生・学部留学生〔特別枠〕）の募集について」ページに掲載する。

※ 書類を郵送する際は、簡易書留又は宅配便等、配達記録の残る方法をとること。

※ 上記の提出期間中に提出されなかった場合、原則として提出を受け付けないが、天災及び突発的な戦乱等の特別な事情により上記の提出期間中に提出ができない場合には、遅延が判明した時点で文部科学省へ相談すること。

※ 電子データの送信に際しては必ずパスワードを設定のうえ、提出すること。パスワードについて、「①2020年4月期渡日者」分を提出する際は（独）日本学生支援機構が発出した「2019年度国費外国人留学生に係る事務処理について（通知）」（平成31年2月25日付け学支国奨第411号）にて通知したパスワードを設定すること。また、「②2020年10月期渡日者」分を提出する際は同機構から今後発出する令和2年度の国費外国人留学生に係る事務処理通知内のパスワードを設定すること。

7. 結果通知等

（1）結果通知については、以下の日を目途に推薦のあった大学に対し文書にて通知する。

① 2020年4月期渡日者（研究留学生・学部留学生）

結果通知：2020年2月末（予定）

② 2020年10月期渡日者（研究留学生）

結果通知：2020年6月中（予定）

③ 2020年10月期渡日者（学部留学生）

結果通知：2020年8月上旬（予定）

（2）申請書類の提出期限以降、結果通知前までに辞退の意思がある者については、採用となった場合にのみ、速やかに辞退手続きを行うこと。

（3）大学推薦による採用者は、当該大学で教育・研究指導を受けることを条件とし、他大学への進学・転学は認めていない旨を予め候補者に周知すること。国費外国人留学生として他大学への進学が認められている大使館推薦と混同しないよう、採用時のみではなく、進学に関わる入試時期にも重ねて周知徹底すること。

（4）2016年度募集より、個人情報についての規定を設けている。日本政府の実施する留学生事業（就職支援、留学中の支援、フォローアップ、留学生制度の改善）への利用及び外国人留学生の受け入れ促進に向けた広報への利用を目的として想定している。例年採用時に提出を求める誓約書にて承諾を求めるため、予め候補者に周知すること。

（5）大学推薦により採用された者の教育費（入学金、検定料、授業料等）については、受入大学が負担すること。

8. 学業成績係数、成績報告及び成績基準を下回る者の辞退手続きについて

（1）特別枠で採用された者の修学中の学業成績基準について、1年ごとの各時点における学業成績係数 2.30 又は大学が定める成績基準（特別プログラム申請時に申告した基準）を下回ったときは、国費外国人留学生の身分を喪失する。

（2）各プログラムは、特別枠採用者全員について、各学年の終了時点で1学年分の成績を基に学業成績係数を算出し、文部科学省へ報告すること。そのうち、当該成績基準を下回った者については、国費外国人留学生の辞退手続きを行うこと。

（3）成績報告の時期・方法については別途文部科学省が指定するが、下記の例のように、成績算出・文部科学省への報告・辞退者確認・辞退手続きを当該の1学年度内に行う予定である。

（例）1学年度が10月開始・9月終了の特別プログラムの場合

- ～ 8 月中： 各プログラムにて、学期末試験終了後、1 学年分の成績を算出
- 9 月上旬： 各プログラムより文部科学省へ成績報告
- 9 月中旬： 成績基準を下回る者がいた場合、当該プログラムより文部科学省へ国費外国人留学生の辞退届提出
- 9 月中： 当該国費外国人留学生の奨学金支給期間終了
- 10 月： 新学年度開始